

戸籍の写し等交付申請書

石川町長

平成 年 月 日

1 窓口に来られた方はどなたですか

住所	石川町
氏名	Ⓜ

※ご本人に関する証明の交付申請をする場合、押印は必要ありません。

2 どなたの証明が必要ですか

本籍の場所	<input type="checkbox"/> 窓口に来た人の住所と同じ		
	<input type="checkbox"/> その他 石川町大字 字 番地		
筆頭者の氏名		必要な人の氏名	
明・大・昭・平 年 月 日生		明・大・昭・平 年 月 日生	

3 必要な人との関係

ご本人又は配偶者
 直系尊属・卑属（父母・祖父母・子・孫等）
 その他 → ※その他の方は請求理由を詳しく記入してください。
理由 権利行使・義務履行 国又は地方公共団体の機関へ提出する その他正当な理由

4 何が必要ですか

全部事項証明書(戸籍謄本)	通	個人事項証明書(戸籍抄本)	通
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	通	除籍個人事項証明書(除籍抄本)	通
改製原戸籍(謄本)	通	改製原戸籍(抄本)	通
戸籍の附票(謄本)	通	戸籍の附票(抄本)	通
()の(出生・婚姻・転籍)から(死亡・婚姻・転籍)までの戸籍	各	通	
()の記載のある戸籍	各	通	
戸籍届受理証明書(届)	通	→受理証明書は届書を提出した役所でしか発行できません。	
身分証明書 (※本人のみ請求可)	通	→ご本人のみ請求可能で、それ以外の方が請求する場合は、ご本人からの委任状が必要です。	
死亡届記載事項証明書	通	→簡易保険証券等の提示が必要です。届出日からおおむね1か月以上過ぎた届書の証明は法務局で発行されます。	

5 証明書の使いみち

戸籍の届出 パスポート取得 相続の手続 生命保険等の手続 運転免許・各種資格等の手続
 公的年金の手続【 国民・厚生・私学・地共・国共・()】 (特別)児童扶養手当 雇用保険の手続
 企業年金の手続 社会保険の手続 自動車の手続 その他 ()

*本籍地が石川町以外の場合は、本籍地の役所にご請求ください。

*プライバシーの侵害または差別的なことがらにつながるような不当な請求には応じられません。

*偽り、その他不正な手段によって交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます(戸籍法第133条及び住民基本台帳法第51条)

【職員確認欄】

本人確認の方法	備考
1 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード(写真付) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他()	
2 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 年金証書 その他()	
3 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 聞き取り確認	